

【売買契約】

（総則）

第1条 受注者は、表面記載の物品（以下「契約物品」という。）を以下の条件により、国立研究開発法人理化学研究所（以下「発注者」という。）に売り渡し、発注者はその対価を受注者に支払うものとする。

2 契約保証金 免除

（契約物品等の搬入及び据付）

第2条 受注者は、契約物品その他を納入場所に搬入しようとするときは、あらかじめ、搬入予定〔据付工事（調整試験、試運転等を含む。以下同じ。）を要するものについては据付工事予定を含む。〕を発注者に通知してその承認を得るものとし、搬入を完了したとき（据付工事を要するものについては当該工事を完了したとき）は、遅滞なく納品書及びその他必要な書類を添えて発注者に報告しなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、契約物品の納入後速やかに検収を行い、発注者の検収終了をもって受注者は引渡しを完了したものとする。

（契約代金の支払い）

第4条 代金の支払いは、検収後受注者の適正な請求により表面記載の期限内に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第5条 当該契約の検収終了後1年以内にこの契約書及び仕様書に定める事項への不適合（以下、「契約不適合」という。）が発見され、その契約不適合が受注者に通知されたときは、発注者は受注者に対し、期限を定めて、受注者の負担において、再履行、修補、改造等その他必要な措置による履行の追完を請求することができる。

2 前項の期限内に履行の追完がされないとき又は発注者が前項による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は受注者に対し、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

（契約の更改）

第6条 発注者は、仕様、納入期限その他この契約の内容を、受注者と協議のうえ更改することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第7条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- （1）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- （2）公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- （3）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- （1）前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - （2）前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - （3）前項第2号に規定する通知に係る事件において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 受注者は、この契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（履行遅滞）

第8条 受注者がこの契約の履行を遅滞したときは、その事情により、発注者は受注者より契約金額につき、遅滞日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額を遅滞金として徴収することができる。ただし、天災その他不可抗力に起因する場合は、この限りではない。

（履行の委任、債権譲渡の禁止）

第9条 受注者は、発注者の承認を得ないで、この契約の履行を第三者に委託し、又はこの契約により生ずる債権を第三者に譲渡してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（契約の解除）

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）受注者の都合により解除を申し出たとき又は正当な理由なくしてこの契約の解除を申し出たとき。
- （2）受注者が、この契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は納入期限内に契約の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- （3）前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （4）受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は受注者より、契約違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を徴収することができる。ただし、天災その他不可抗力に起因する場合はこの限りでない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

（機密保持）

第11条 受注者は、あらかじめ発注者の同意を得た場合を除き、この契約によって知り得た技術上及び業務上その他の一切の情報を第三者に漏洩又は他の目的に利用してはならない。

（紛争の解決方法）

第12条 この契約について紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえこれを解決するものとする。

（協議事項）

第13条 本書面に定める事項に疑義が生じた場合、又は本書面に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。